

四街道市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第50条並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号、以下「省令」という。）第83条の規定による居宅介護サービス費等の額の特例、法第60条並びに省令第97条による介護予防サービス費等の額の特例及び四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和6年規則第19号。以下「実施規則」という。）第10条の規定による第1号事業支給費の額の特例（以下「減免」という。）の取扱いに関し、四街道市介護保険条例施行規則（平成12年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令、実施規則、規則において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 減免の対象者は、要介護被保険者、要支援被保険者及び事業対象者（以下「要介護被保険者等」という。）とする。

(減免の該当要件等)

第4条 減免は、次の各号のいずれかに該当する要介護被保険者等について適用する。

- (1) 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の所有する住宅、家財等が災害により半焼、半壊又はこれらに類する損害以上の損害を受けたとき。
- (2) 要介護被保険者等の主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、当該事由の生じた日以後1年間の主たる生計維持者の収入の見込額が減免に係る収入減少事由の生じた日以前の収入として把握できる直近1年間の収入の2分の1以下に減少し、かつ、当該世帯の収入の合計額が別に定める基準額以下になったとき。
- (3) 要介護被保険者等の主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことにより、当該事由の生じた日以後1年間の主たる生計維持者の収入の見込額が減免に係る収入減少事由の生じた日以前の収入として把握できる直近1年間の収入の2分の1以下に減少し、かつ、当該世帯の収入の合計額が別に定める基準額以下になったとき。
- (4) 要介護被保険者等の主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したことにより、当該事由の生じた日以後1年間の主たる生計維持者の収入の見込額が減免に係る収入減少事由の生じた日以前の収入として把握できる直近1年間の収入の2分の1以下に減少し、か

つ、当該世帯の収入の合計額が別に定める基準額以下になったとき。

- 2 要介護被保険者等は、前項第1号に該当することにより減免の申請をしようとする場合は、規則第16条第1項で定める申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 3 要介護被保険者等は、第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することにより減免の申請をしようとする場合は、規則第16条第1項で定める申請書に、介護保険居宅介護サービス費等の額の特例等に関する収入見込額計算書（様式第1号）及び減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（減免割合）

第5条 前条第1項第1号に該当する要介護被保険者等については、別表第1に定める減免割合とし、前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する要介護被保険者等については、別表第2に定める減免割合とする。

（減免適用期間）

第6条 第4条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する要介護被保険者等に係る減免適用期間は、第4条第2項及び第3項による申請のあった日の属する月から次の各号に定める月のうち、いずれか先に到来する月までとする。

- (1) 当該申請のあった日の属する年度の最後の月
- (2) 災害を受けた日又は減免に係る収入減少事由の生じた日から1年後の日の属する月の前月

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の途中において前項に定める事由に該当しないこととなった場合の減免適用期間は、当該該当しないこととなった前日の属する月までとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、申請が遅れたことについてやむをえない理由があると認める場合には、減免に該当する事由の生じた日の属する月を限度として、遡って減免を適用することができる。

（減免の再申請）

第7条 第4条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する要介護被保険者等は、第6条第1項第1号に定める月の末日の到来により減免適用期間が終了した場合において、同項第2号に定める月の末日が到来していない場合は、再び申請を行うことができる。

（災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用による国の通知に基づく一定の要件に該当する場合）

第8条 減免に関して、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用による国の通知に基づく一定の要件に該当する場合は、第2条から前条までの規定にかかわらず、減免の認定基準や期間を定め、決定することとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、減免の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行し、改正後の四街道市介護保険利用者負担額の減免に関する取扱要綱の規定は、令和元年9月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

別表第1

前年中 の合計所得金額	損害程度	全壊	半焼、半壊以上
	500万円以下であるとき	100%	80%
	750万円以下であるとき	50%	40%
	1,000万円以下であるとき	30%	20%

別表第2

主たる生計維持者の前年中の合計所得金額	
250万円以下であるとき	100%
500万円以下であるとき	50%